

ドイツ社会民主党1958年党大会における組織改革の決定過程

安野 正明

はじめに

西ドイツ建国から1950年代を通して、ドイツ社会民主党（SPD）はアデナウアー首相率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）に連邦議会選挙の度に水をあげられていった。1957年選挙ではSPDが31.8%に止まったのに対し、CDU/CSUは50.2%を獲得した。単一会派で連邦議会の単独過半数を超えたのはこの時が唯一であり、SPDは「万年野党」を運命付けられたかのようであった。

しかし、周知のように1960年代に入ってSPDは政権政党へ飛躍してゆく。この過程において、1957年選挙後の「一連の党改革」と1960年の防衛政策の転換が重要な役割を果たしていたこと、「一連の党改革」の二本柱として1958年シュトゥットガルト党大会で実現した党組織改革と1959年の戦後初の基本綱領（ゴードスベルク綱領）の制定を挙げることに異論はないだろう。

本稿では紙数の制約上、「一連の党改革」のうちゴードスベルク綱領制定過程については別稿の課題とし、「1958年の組織改革、およびそれと結びつけられた人事の決定、またその帰結であるSPDの『議会主義化』は、その意義においても効果においても、いくら評価してもしすぎることはない⁽¹⁾」と位置付けられている「1958年改革」に限定して、議論を展開する。

「1958年改革」で何がどう変わったかについては本論で詳述するが、その帰結が「議会主義化」という概念で現されているように、一般に「1958年改革」は、連邦議会議員団を中心とする「改革派」が「党官僚」を打倒した画期と把握されてきた⁽²⁾。単純化しすぎるとの誹りを恐れず図式的整理を試みれば、議員団を中心とする「改革派」とは、選挙の敗北に敏感に反応し、戦後の社会変動に対する自己変革能力と実効的な政策立案能力を持ち、1960年代に入ってSPDを発展させてゆく党改革推進勢力である。対する「党官僚」は、度重なる選挙敗北にも関わらず戦前の伝統に固執し、党改革に反対して停滞的指導を行い続け、1950年代の沈滞からSPDを解放できない旧守派・伝統主義者達である。

「1958年改革」を実現する「改革派」の中心人物として連邦議会議員団を率いるカルロ・シュミット、フリッツ・エルラー、ヘルベルト・ヴェーナーの「トロイカ」があげられ、党改革に抵抗して「改革派」に敗北してゆく「党官僚」の頂点に伝統主義者のシンボリック的存在としてエーリ

ヒ・オレンハウアー党首が通常位置付けられている。これを期にオレンハウアーは「死に体」「名目的党首」になったとされ、SPDを発展させてゆく党改革全体に対する彼の貢献など評価の対象とならない。

わが国の研究も、基本的に上のような「改革派」対「党官僚」という対立図式を前提とし、「改革派」が「党官僚」を打倒してゆくプロセスとして「1958年改革」を捉えてきた。たとえば、1957年連邦議会選挙後「議員団が優勢になり始め⁽³⁾」、シュトゥットガルト党大会での「一連の人事は、改革派と党本部の党エリートとの力関係が変化したことを明らかに示していた⁽⁴⁾」、[シュミット、エルラー、ヴェーナーは連邦議会議員団を率いて、戦前の伝統を墨守する党執行部の改革を、ついに58年党大会で実現した⁽⁵⁾]、「議員団のリーダーシップを握ることによって、それをいわば保壘として、改革派は党の実権を掌握していく⁽⁶⁾」と書かれている。

「1958年改革」が重要であったこと、「党官僚」が集団としては1957年選挙後力を失ってゆくこと、また連邦議会議員団が党改革に重要な役割を果たしていたこと、その大きな流れの把握に筆者も異論はない。しかし本稿で問題としたいのは、「1958年改革」に関わる従来の研究では、「1958年党大会に至る過程」についての詳細な分析が不十分なまま⁽⁷⁾、「1958年党大会で実現した改革」にスポットライトが集中する傾向があったということである。その結果、1958年シュトゥットガルト党大会に至る全過程が、勝利する「改革派」(シュミット、エルラー、ヴェーナー)対敗北する「党官僚」(オレンハウアー)という二項対立的な枠組みの中で単線的に把握されてきた。

本稿では以上のような研究状況を踏まえ、これまでなおざりにされてきた1957年9月選挙敗北から1958年5月シュトゥットガルト党大会に至るSPDの組織改革をめぐる党内政治過程の分析が試みられる。このプロセスを詳細に分析することに意味があるのは、それによって、上記のような「改革派」対「党官僚」という二項対立図式で「一連の党改革」の実現を把握することの問題点が抽出され、「一連の党改革」が成功裏に実現してゆく過程と理由を考察する際に、これまでとは異なる分析視角を提供できると考えるからである。

1 1957年選挙後の「改革派」の台頭

(1)「党官僚」と「改革派」の構造的対立

SPDの最高機関は党大会であったが、党大会で選ばれる党幹部会が次の党大会までSPDを指導する全権を握っていた。党幹部会は1948年党大会以来30人で構成されて1958年党大会に至ったが⁽⁸⁾、実質的には二つのグループに分かれていた。一つは有給党幹部会員集団⁽⁹⁾で、彼らはボンの党本部において党務全般を取り仕切り、実質的な決定を行っていたが、党内に彼らを監視したり制御できる機関は何もなく、「決定と執行の分離」など実質的に存在していなかった。

残りの党幹部会員は無給党幹部会員と呼ばれ、連邦議会議員や地方組織の有力者が名を連ねてはいたが、党本部における発言権は極めて限定されており、党本部で平均月1度開催される党幹部会全体会議に陪席を許されるだけの存在であった。無給党幹部会員については定員より若干多い候補が党大会に提案され、落選者が数名出るが、有給党幹部会員は競争選挙でなく、定員と同数の候補者リストが追認されて選ばれていた。

そして、党規約で明確化されていたのではないが、連邦議会議員団との関係について有給党幹部会員集団の中では以下のような申し合わせがあった。党首は議員団長を、党副首は副議員団長を兼任する。しかしこの「人事結合」を例外として、他の有給党幹部会員は連邦議会議員とはならず、ボンの党本部にあって党務に専念するというのである。これは、オレンハウアー党首兼議員団長、メリエス副党首兼副議員団長を先頭に立て、有給党幹部会員集団が連邦議会議員団をコントロールするという「党幹部会の優位」を主張した人事システムであった。実態はともかく、有給党幹部会員集団はSPDの伝統を踏まえて「党幹部会の優位」を主張し、それゆえに党組織改革に敵対的姿勢をとり続けていた。

ただ、議員団が徐々にその中に各政策分野の専門家集団を形成していったのに対し⁽¹⁰⁾、有給党幹部会員⁽¹¹⁾は必ずしも全員が担当分野における卓越した党内専門家として機能してはいなかったし、実際の管轄は極めて曖昧であった。たとえば、ハイネは報道・宣伝を担当していたが、戦後社会において変化の著しかったメディアやプロパガンダに関する最新のノウハウを身につけた専門家には程遠い伝統的党官僚であり、党務全般に関わっていたがゆえに、超多忙で報道・宣伝に専念できなかった。

1957年選挙のSPDの敗北は、多分に宣伝の敗北であったが、ハイネはその責任を負おうとせず、地方の活動家や社会民主党系ジャーナリストの無能と怠慢を責めており、特に反感を買っていた⁽¹²⁾。連邦議会議員は選挙や議会活動を通じて日常的にSPDの外の世界と交渉し、それを通じてSPDの危機を実感せざるを得なかったのに対し、ボンの党本部に鎮座する有給党幹部会の専従党官僚は、外の世界とのつながりを失って、閉鎖的な特権集団化する傾向が生まれていたのである。

以上に説明した党幹部会の組織構造から、その二重構造と選出方法、有給党幹部会員の地位と権限に不満を募らせ、これを改める党組織改革を求める「改革派」が議員団を中心に形成され、「党官僚」との対立が構造化されていったのである。

(2)「トロイカ」の形成と戦略

1957年選挙敗北後の党改革を実現してゆく「改革派」の核としてあげられるのは、エルラー、シュミット、ヴェーナーの「トロイカ」である。この三人は、いずれも1945年以前はSPDの党

員ではなかったという共通点はあったものの、出自や文化的バックボーンは対照的と言っていいくらい異なっていた。

シュミット（1896年生）は戦後になって初めて政党政治の世界に身を投じ、西ドイツ基本法制定にあたって中心的な役割を果たして令名を高くした大学教授であった。彼は、伝統的な労働者運動やそのミリューからは縁遠いところで精神形成をした、教養市民層の系譜に連なる知識人であり、知識人層にSPDの支持を広げたいというシューマッハーの庇護を受けて短期間に台頭した。彼の知的能力は党派を超えて高く評価されており、SPDの外においては最も人気の高いSPDの政治家であったが、「地元サービス」的な党活動を好まぬ性格は、伝統主義的な一般党员との溝を深くしていた⁽¹³⁾。

エルラー（1913年生）は「新規まき直し」（Neu Beginnen）に属し、ヴェーナー（1906年生）は共産党の幹部と、この二人は若くして社会主義運動に身を投じ、どちらも当時のSPDより左の党派で反ナチ抵抗運動に挺身した。しかし戦後は、エルラーが1953年後の党改革論議に見られるように、歯に衣を着せぬ党指導部批判を恐れなかったのに対し、ヴェーナーは党指導部を敵に回すことを慎重に避けていた。ヴェーナーは1953年選挙後のエルラーとシュミットの党改革運動には冷淡で、同調しなかった。

エルラーはSPD再建期、シュミットが委員長を務めた大支部⁽¹⁴⁾南ヴェルテンベルクで活動を始めて以来、シュミットと懇意な関係にあった。この二人はかねてから党改革に熱心のあまり、どちらかという党指導部によって冷遇されてきた「右派」の「改革派」であった。これに対してヴェーナーは党指導部と事を構えず、「左派」の信頼を集めていた実力者であって、「改革派」のリーダーと見なされていたわけではなかった。

しかし、1957年選挙後に行動を起こすことを決めていたシュミットは、「左派」に強い影響力を持つヴェーナーの協力が得られなければ、「100年になる党の伝統との断絶」と党内から反発の出かねない党組織改革の成功はおぼつかないと確信していた。そこで彼は確執のあったエルラーとヴェーナーの関係修復に尽力し、3人の協力関係が形成されていった。彼らは、1957年選挙敗北後のSPDの再生のためには、党幹部会と連邦議会議員団を一体化する党組織改革が必要との認識において一致したのである⁽¹⁵⁾。

連邦議会選挙の大敗に対する第一反応として、オレンハウアーは基本綱領早期制定に強い意欲を示していたが⁽¹⁶⁾、組織改革については当初、極めて消極的であった。有給党幹部会員と無給党幹部会員との区別についても、党務に専念する有給党幹部会員なくしてSPDは立ち行かないと述べ、党指導部組織を変えることには否定的であった。

このようなオレンハウアーの姿勢に反発して、9月25日の党幹部会拡大全体会議でハインツ・キューン（後のノルトライン・ヴェストファーレン州首相）は、オレンハウアーに加えて二人の

平等同権の党首を置き、三党首体制を取るべきであると提案した。キューンが名前を挙げたのはシュミットとヴェーナーであり、この二人はそれぞれ異なる層をSPDに引きつけるのに貢献することが期待できるというのである。また、左派色の強い大支部（Bezirk）南ヘッセンを率いていたビルケルバッハは、従来の有給党幹部会員と無給党幹部会員の二区分の廃止を要求した。このような提案が出てくること自体、選挙敗北後の党改革論議はオレンハウアーにとって由々しき事態になることが予想された⁽¹⁷⁾。

(3) 連邦議会議員団執行部選挙

エルラーとシュミットの地元である大支部ジュートヴェストは「改革派」の牙城となっていたが、1957年10月19日に開かれたこの大支部の党幹部会では、この3日後に予定されていたSPD連邦議会議員団の新執行部選挙への対応が話し合われていた。

議員団執行部の構成がどうなるかについては、この大支部を率いていたシェトレ⁽¹⁸⁾自身が鍵を握る立場にあった。というのは、1953年選挙後、オレンハウアーとメリエスの「人事結合」に加えて有給党幹部会に属さない副議員団長が1人置かれることになり、これにシェトレが選ばれていたからである。そして、オレンハウアーは1957年選挙後も「人事結合」原則の堅持を前提として、オレンハウアー、メリエス、シェトレの三人体制を継続するつもりであった。しかし、シェトレは10月19日の大支部ジュートヴェストの会議で、メリエスと副議員団長を分かち合うつもりはなく、いかにオレンハウアーが強く要請しても副議員団長の再選は固辞すると述べていたのである。

有給党幹部会員が強い決定権を行使する党組織は今こそ改められなければならないと、シェトレはこの日の会議で「改革派」の組織改革要求の実現を強く支持した。彼の副議員団長再選固辞の意図は、それによってオレンハウアーの書いたシナリオを狂わせ、議員団執行部選挙に実質的な競争選挙を導入することによってメリエスを落選させて「人事結合」を崩し、「改革派」が進めようとした党組織改革への突破口を開くことにあつた⁽¹⁹⁾。

シェトレをエルラー等と並べて「改革派」に数える見解は一般的ではないが、オレンハウアーより若干年長で、シューマッハーの同輩として党内に重きをなしていたシェトレの「改革派」合流は、党改革の帰趨に少なからぬ影響を与えることになる。10月22日に開かれた議員団執行部会議で、3日前の「反乱計画」通りに、シェトレは「新しい発展を妨げないようにするため」として副議員団長の再選を固辞した。これによって、シェトレと抱き合わせでメリエス再選を決めようとしたオレンハウアーの計算は狂った。続いてエルラーはオレンハウアーの固執する「人事結合」はSPDの発展にはつながらないと批判し、シュミットとヴェーナーもエルラーの議論をバックアップして連帯を誇示した。

オレンハウアーは、副議員団長ポストをシェトレとメリエスに加えて3名追加して（「トロイカ」を当てるつもりであったと推察される）計5名にするという妥協案を提示したが、シェトレは固辞を続け、この提案は9対7で否決された。この後、エルラー、シュミット、ヴェーナーの三人を副議員団長にするという動議が賛成11、反対1、その他は棄権で採択されたが、オレンハウアーはなおも「人事結合」と副党首の名誉を救おうとして、4番目の副議員団長としてメリエスを加えるように主張し、この日の議員団執行部会議は決着が付きずに終わった。

この問題は10月30日の新しく選ばれた議員団総会の際に持ち越され、「改革派」の目論見通り、民主的に全議員の投票で議員団執行部を選ぶという方法が採られた。オレンハウアー自身は156票中134票を得て議員団長に再選されたものの、3人置かれることになった副議員団長はシュミット（131票）、ヴェーナー（110票）、エルラー（101票）の「トロイカ」が独占し、メリエスは72票で落選の屈辱を味わされたのである⁽²⁰⁾。これは確かにオレンハウアーの「敗北」であったが、本稿で重視したいのはこの「敗北」に対するオレンハウアーの対応であり、それについては章を改めて論ずることにしたい。

2 1958年の党組織改革の実現

(1)「7人委員会」の設置-オレンハウアーの「転向」

選挙敗北後、『フォアヴェルツ』に掲載された投書も含めて、様々な個人や支部からボンに意見が寄せられていた⁽²¹⁾。それらのほとんどは、有給党幹部会員制に批判的な観点からの組織改革にかかわる提案であった。選挙後のオレンハウアーの第一反応は「今こそ基本綱領を」であったが、党内世論の大勢は組織改革を緊急の課題と認識していた。

組織改革提案の多くに共通していたのは「政治（Politik）と管理（Verwaltung）の分離」であった。これは戦後SPD再建以来、党本部にあって「決定と執行」を一手に掌握し続けていた有給党幹部会員の閉鎖的集団、特に連邦議会に議席を持たない専従党官僚から「政治指導と決定」の権限を奪うべきであるという要求であった。「政治と管理の分離」は、かつて1953年選挙敗北後エルラーが提起した要求であったが、その時は「決定と執行の分離」という「ブルジョワ民主主義の原理」を党組織運営にも適用すべきという議論で伝統的なSPDの組織原理にはそぐわないと批判され、葬られたのである⁽²²⁾。

しかし、今回は多くの個人、また地方組織から口裏を合わせたかのように「政治と管理の分離」が掲げられ、人事の刷新要求がそれに伴っていた。1953年選挙後はエルラーが孤立したが、1957年選挙後は有給党幹部会員集団が劣勢に追い込まれていた。オレンハウアー指導部に全幅の信頼を寄せる声はなかったわけではないが、「改革派」は相当数の地方組織を引き寄せていたのである。

前章 3 節で検討した10月30日の選挙結果は、このような広範な党内世論を背景にしたオレンハウアーに対する警告であった。連邦議会議員団執行部の人事は「改革派」のより大きな目標に向けての一步に過ぎず、彼は自らが容易ならざる状況に置かれていることを悟らざるを得なかった。

有能な党員ジャーナリストでオレンハウアーの信頼の厚かったフリッツ・ゼンガーは、「改革派」の批判の集中砲火を浴びていたハイネについて、彼が勤勉な党官僚であることを認めながらも、「ハイネはあまりに口を出しすぎる」「われわれを馬鹿だというなら、全部ハイネが自分でやればいいじゃないか」という手紙を彼に寄せた仲間がいたことを紹介し、ジャーナリストを操作しようとするのではなく、情報を与えて自由に活動させることで信頼関係を築かなければいけないのに、それに反することばかりハイネはしてきたと批判していた。選挙結果もさることながら、選挙後のこのような党内状況の方がゼンガーの気持ちを憂鬱にしていた。「皇帝は去ったが、將軍達は残った」にならないためにも、「將軍達」の入れ替えが必要ではないかとゼンガーはかねてからオレンハウアーに進言していたが⁽²³⁾、以下に見るように1957年11月以降、オレンハウアーはこの方向に舵を切り替えてゆくのである。

1957年選挙後の党幹部会全体会議では、基本綱領制定に邁進し組織改革を限定的にしようとするオレンハウアーと、人事刷新・組織改革を最優先にし基本綱領制定に冷淡な「改革派」の綱引きが続いていた。

SPDを指導し決定する機関は党大会で選出される党幹部会 (Parteivorstand) のみであるという原則の堅持については、オレンハウアーも「改革派」も異論はなかった。対立が深刻で組織改革の焦点となったのは、党幹部会をどのように構成し機能させるかであった。

従来は党幹部会全員が集まる機会が少なかったので、党規約に明確な規定があるのではないのに、結果としてポンの党本部に常在している専従党官僚の有給党幹部会員に権力が集中してしまったのである。「改革派」の要求はこのような有給党幹部会員と、平均月1回の党幹部会全体会議で発言できるだけの無給党幹部会員という党幹部会の二重構造が解消され、頻繁に集まって実質的に党を指導できる機関として党幹部会が再編されることであった。その具体案作りをめぐる議論は進行していった。

11月20日の党幹部会全体会議で大支部南ヘッセンのビルケルバッハは、11~13人から成る「頻繁に集まれる規模の小さい党幹部会」と40人程度の規模の「拡大党幹部会」の二つが必要ではないかと提案した。前者が党の新たな中心となるが、党を指導する幹部は本当の選挙で選ばれるべきで、専従の党官僚がSPDの政治的指導を掌握するようなことはあってはならないと主張した⁽²⁴⁾。

クネーリングンはビルケルバッハ提案の「頻繁に集まれる規模の小さい党幹部会」に賛成し、それに常任幹事会 (Präsidium) という名を当てた。常任幹事会は党幹部会の中に設置され常設

的に機能する最高機関で、有給党幹部会と連邦議会議員団の不適切な分離が解消されるように党全体を代表するごく少数から構成されるべきであった。またクネーリングンは副党首を2人にすべきであると提案した⁽²⁵⁾。

この提案に対してオレンハウアーは、いつも党本部にいて党務に専念できる有給党幹部会員は必要であるし、党常任幹事会案はそこに入れる党幹部会員とそれ以外の党幹部会員を差別することになるので好ましくないと反対はした。しかし注目すべき事に、11月20日の会議ではじめてオレンハウアーは、現在の党機構がハノーファーのオデオン通りの時代、つまり連邦議会がない占領初期、SPDが党幹部会以外に指導機関を持たなかった時代につくられたもので、改革の必要があることを認めた。そして、様々な提案をふまえて党組織改革の方向を定め、1958年5月の党大会に向けて具体的組織改革案を作成する委員会の設置を提案したのである。

そしてオレンハウアーは、この組織改革委員会を二つに分けた。一つは中央の党指導部の改革案を作成する委員会、もう一つはそれ以外の組織問題を検討する委員会である。そして、前者のメンバーとして、オレンハウアー、メリエス、ナオ、エルラー、シュミット、ヴェーナー、クネーリングンの7名を提案し了承された（以下この党指導部改革委員会を「7人委員会」と略称する）。そして、もう一つの、率直に言って成果をあまり期待されていなかった委員会（実際、この委員会は地方組織を検討したが、シュトゥットガルト党大会に提案を出すには至らなかった⁽²⁶⁾）にハイネ、クーキル、ルイーゼ・アルベルツ、ビルケルバッハ、ベクラー、フランケ、オーリヒ、ファイティングホフの8人を入れた⁽²⁷⁾。

ここで押さえておくべきは、専従党官僚の筆頭格であったハイネと組織問題担当の有給党幹部会員であったクーキルが党指導部組織改革に関する検討を許されない委員会に回され、この問題を検討する「7人委員会」の多数派を「改革派」が占める提案をオレンハウアー自らが行ったことである。7人のうち有給党幹部会員は3人（オレンハウアー、メリエス、ナオ）だけであった。1953年選挙敗北後の党改革要求を受けてオレンハウアーが設置した組織改革検討委員会ではクーキルが委員長を務め、エルラー等の求めた抜本的組織改革運動はの中で封じ込められていったが⁽²⁸⁾、1957年選挙後はオレンハウアーは同じ手法を用いようとはしなかったのである。

上記のような構成の「7人委員会」の設置提案は、10月30日の議員団執行部選挙とボンに集まってきた党内世論の動向を見て、ゼンガーが勧めたような「將軍達の入れ替え」の方向にオレンハウアーが舵を切り替えたことを示唆していた。

(2)「7人委員会」提案-オレンハウアーと「改革派」の妥協

「7人委員会」の討議経過と党指導部改革案が党幹部会全体会議に報告されたのは、1958年3月4日の党幹部会全体会議であった⁽²⁹⁾。「7人委員会」で最初に討議されたのは二つの原則問題

であった。第一の問題は、二つの党大会の間、党を指導する最高機関は何かという問題であった。これについては、SPDを指導する最高機関は党幹部会であり、連邦議会議員団執行部も含めて他のいかなる機関も党幹部会に代わるものではないという原則確認をして、もめることなく決着した。

しかし、中央の党幹部会に部分的にでも州を単位とした代表が置かれるべきか否かという第二の問題は、合意が形成されず退けられることになった。これはクネーリングンが熱意を持っていた組織改革案であった。その骨子は、党大会ですべての党幹部会員を選ぶという党組織規約を変更して、11人（州の数）の党幹部会員は実質的には州単位で地方組織が選べるようにすべきであるという意見であった。

西ドイツの連邦主義的憲法体制を踏まえ、SPDの地方組織を州単位で再編したうえで党中央においてこれまでより強い発言力を持つような組織改革が行われるべきであるというのは、いかにもバイエルン人クネーリングンらしい構想であったが、「バイエルンの」というよりは、抜本的な党組織改革を真剣に指向した問題提起であった。というのは、オレンハウアー提案では中央指導部改革と地方組織改革が別々の委員会で論じられることになっていたが、クネーリングン構想は両者の改革を連関させるべきであるという提案だったからである。

党再建後も大支部が地方組織の基本単位であったが、これは戦後再編された西ドイツの州の区画に合わない歴史的境界区分が通例で、大支部-中支部-小支部というヒエラルキーによる組織硬直化も深刻な問題を生んでいた。これらの問題に対処するため州単位で地方組織を再編することは、その必要性は叫ばれながらも、全体としては遅々として進んでいなかった。

しかし、すべての党幹部会員は党大会でのみ選ばれるというのがSPDの組織原則であり、この原則は州政治家を中央で排除することを意味しないと、「7人委員会」ではクネーリングン構想は退けられてしまった。この案には「トロイカ」も支持をためらった模様で、かくして、1958年の党組織改革は、早い段階から地方組織改革とは完全に切り離されて、ボンの党指導部レベルに止まるという限界を持ちつつ進行することになった。

党指導部改革の具体案の検討に入って、党幹部会の人数については、副党首を2人にした上で、従来全部で30人であったところを33人に増やすことになった。その構成は、党首、2人の副党首、財務責任者（Schatzmeister）、4人の有給党幹部会員、25人の無給党幹部会員であった。連邦議会議員が党幹部会全体の三分之一を越えないように人数制限をすべきであるという提案が寄せられていたが、「7人委員会」はこれを拒否した⁽³⁰⁾。書記長職の新設についても検討されたが、官僚主義を防ぎ、国際労働運動の誤りをドイツで繰り返してはならないとして否定された。

党幹部会の選出方法については、5回に分けて選出すると提案された。具体的には、党首、副党首、財務責任者、上記以外の有給党幹部会員、無給党幹部会員の5回である。「改革派」が攻

撃的としていた有給党幹部会員の特別枠を「7人委員会」は認めた。しかし、これは以下に述べるように従来からの有給党幹部会員集団の存続ではなかった。

というのは、前年の秋には反対していた党常任幹事会設置をオレンハウアーは認め、これが「7人委員会」提案の目玉となっていたからである。33人から成る党幹部会は、人数の多さもあって頻繁には会議を開けないが、党常任幹事会は人数を絞り込んで少なくとも週1回は機能的に集まれるようにする。党幹部会と党常任幹事会の関係については、「決定機関」はあくまで33人からなる党幹部会であるが、その決定の「執行機関」として党幹部会の中に置かれるのが党常任幹事会であると説明されていた。

問題は、常任幹事会の構成と選出方法であった。「7人委員会」提案では、党大会で選出されるのは33人の党幹部会員だけで、その中の誰が、また何人が党常任幹事会員となるかは、党大会後に選ばれた党幹部会の互選で決めるとされていた。党常任幹事会員が党大会での直接選挙によって選ばれてしまうと、彼らが他の党幹部会員より優越することになりかねず、党幹部会で決定を下す際に意見が対立したときに問題が生ずるかもしれなかった。党常任幹事会は決定機関である党幹部会の中にある執行機関で、その上にある機関ではないのである。また、必要に応じて党常任幹事会員の構成変更は次の党大会を待たずに柔軟に行えるようにするため、党常任幹事会員は党大会選出にすべきではないと考えられたのである。

党幹部会を選ぶのは党大会に全権があり、党常任幹事会をどう構成するかは選ばれた党幹部会に全権が委ねられるという認識において「7人委員会」に対立はなかったが、有給党幹部会員の党常任幹事会への関与をどうするかという決定的な問題については意見の相違が残っていた。党常任幹事会では、無給党幹部会員の人数が有給党幹部会員より多くなることが約束されていたが、有給党幹部会員の関与の程度については曖昧であった。

この問題は、来るべき党大会で選ばれる党幹部会がその中から党常任幹事会構成員を決めるときに決着がつけられるであろうと、「7人委員会」では先送りされていた。たとえ有給党幹部会員という専従党官僚の「特別枠」が残ったとしても、「トロイカ」をはじめとして無給党幹部会員が多数を占めて「改革派」主体となることが確実であり、頻繁に会合する党常任幹事会の新設によって、従来は党の決定と執行を一手に牛耳ってきた有給党幹部会員集団は実質的に解体されることになる。エルラーが「7人委員会」提案の線でさし当たり可としたのはこの点を評価したからであり⁽³¹⁾、このような変革をもたらす党常任幹事会の設置に「7人委員会」提案の画期性はあった。

党幹部会選挙で党首、副党首、財務責任者以外にも有給党幹部会員「特別枠」の存続を認めたことは、「トロイカ」のオレンハウアーに対する譲歩であった。が、党常任幹事会の設置は、久しくオレンハウアーがハイネ等と共に「党の伝統」を楯に拒否していた「改革派」の要求、「政

治と管理の分離」をオレンハウアーが認め、もはや有給党幹部会員集団を党幹部会決定の執行権限を持つものと擁護しないことを明らかにしていた。

党常任幹事会が制度化されたのは1958年5月の党大会であったが、これは党組織改革に反対するオレンハウアーに「改革派」が党大会で押しつけたのではなかった。そうではなく、オレンハウアー自らが設置した「7人委員会」において、彼と「トロイカ」が妥協した共同提案として、1958年3月には基本的構想が合意されていたことを押さえておくべきであろう。未解決の調整事項は残っており、それをめぐる意見の対立は党大会の直前まで党幹部会の中に残り続け議論の応酬はあったが、「皇帝が残って将軍達が入り替わる」方向で、オレンハウアーと「トロイカ」の妥協と緊張をはらんだ協調関係が組織改革をめぐって形成されたことを示すのが、党常任幹事会の設置を核とする「7人委員会」提案であった。

(3)「7人委員会」提案に対する地方組織の反発

前節で触れたように、エルラーをはじめとしてオレンハウアーと直接交渉していた連邦議会議員団の「トロイカ」は、これまでの有給党幹部会員集団の実質的解体につながる党常任幹事会設置が実現できれば、さし当たり了とせざるを得ないと考えていた。しかし地方組織の「改革派」の中には、複雑な党組織改革論争のプロセスで、党常任幹事会の設置が何を意味するのかについて誤解と混乱があり、「トロイカ」の妥協に批判的な人々がいた。

たとえば、エルラーは1958年2月から3月にかけて、「7人委員会」での討議が進行中の時、ヘルマン・ブリルと党改革をめぐって意見交換をしていたが、ブリルは党常任幹事会の設置が従来の有給党幹部会員集団を中央集権的に強化して終わってしまうのではないかと危惧の念を抱いていた。彼は、連邦議会議員団と党幹部会を一体化するような党常任幹事会の設置は、その頂点にオレンハウアーを戴いたままでは、比較的自立性を保ってきた連邦議会議員団の党幹部会への従属をむしろ強め、「改革派」が求めている本質的な組織改革にはつながらないのではないかと憂慮していた⁽³²⁾。ブリルの懸念は杞憂であり、有給党幹部会員集団を実質的に解体できるという党常任幹事会の設置意図を誤解していたのだが、有給党幹部会員の存続を認める「7人委員会」提案は、不徹底な組織改革案であると不満を抱く地方の急進的な「改革派」の意向を表していた。

これに対してエルラーは、どんなにすばらしい改革案でも党大会で多数を形成して通らなければ意味がないのであって、今回は党改革の第一歩として、党常任幹事会設置によって現在の有給党幹部会員集団＝党執行部を実質的に無力化することでさしあたり可としなければならないと理解を求めていた⁽³³⁾。

しかし、専従党官僚が党幹部会選挙で選ばれずとも裏口から党幹部会に進入できるような組織

改革をされないように気を付けなければいけないとシェトレが述べていたように⁽³⁴⁾、有給党幹部会員集団に対する警戒と不信感には根強いものがあった。「トロイカ」の妥協に批判的な急進的「改革派」は、地方組織に少なからず存在していた。

「7人委員会」提案の概要が報告された1958年3月4日の党幹部会全体会議で、ハンブルク市長のマックス・ブラウアーは、官僚化した有給党幹部会員を押さえることが党改革論議の焦点だったのに、その問題が解決された提案とは見なせないと不満を表明した。彼は党首と副党首以外の有給党幹部会員がどこまで党常任幹事会に関与できるか曖昧なままである点を問題にしたが、ヘルマン・ファイトも、この提案では有給党幹部会員がまた党常任幹事会で権力を握る可能性が排除できないと否定的に反応し、提案を練り直すように求めた。

ブリルがエルラーに訴えたような懸念と不満は、地方組織に基盤を持つ無給党幹部会員にかなり共有されていた。中でも最も強硬に「7人委員会」提案の一括承認に反対したのは、ビルケルバッハであった。彼は党指導部の選挙を「7人委員会」提案のように5回に分けて行うのではなく、党首と副党首以外の党幹部会員はまとめて1回の選挙で選ぶように要求した。つまり、党幹部会員は有給・無給の分離選挙を行わず、同じ条件の競争選挙によって選ばれるべきであると提案したのである。これはオレンハウアーが譲れない最後の一线であった。

議論は紛糾し、「7人委員会」提案を党幹部会提案として認めるか否かは評決で決せられた。結局、最後まで異論を唱えて反対票を投じたのはビルケルバッハ一人で、あとはファイトが棄権したが、残りは全員が「7人委員会」提案に賛成して3月4日の党幹部会全体会議は終わった⁽³⁵⁾。「トロイカ」は「7人委員会」提案に理解を求める側に回っていた。地方組織の支持をつなぎ止めていたオレンハウアーの反撃によって、1953年選挙後の党改革運動が翌年の党大会で挫折に追い込まれた苦い経験が、彼らの行動を抑制されたものにしていたのであろう。

しかし1958年党大会に向けては、地方組織のよりラディカルな「改革派」が「トロイカ」の妥協を不徹底な改革として、一層の党指導部改革・人事の刷新を求めてゆく。たとえばビルケルバッハは、党幹部会全体会議で彼の提案が否決されても、来るべき党大会で動議を出すつもりであると強い姿勢を示していた。彼は3月15日の大支部南ヘッセンの幹部会で3月4日の党幹部会全体会議の様子を報告したが、有給党幹部会員と無給党幹部会員を分けて選挙するやり方にはあくまで反対してシュトゥットガルト党大会に臨むという方針を確認していた⁽³⁶⁾。ビルケルバッハは翌年のゴードスベルク党大会では基本綱領草案に反対の論陣を張ることになるが⁽³⁷⁾、この「左派」の大立て者は「トロイカ」よりも急進的な党組織改革を要求して働きかけを続けてゆくのである⁽³⁸⁾。

(4)シュトゥットガルト党大会での決定

「7人委員会」提案をベースにした党組織改革案のなかで、党常任幹事会の設置については大きな異論はなかったが、党首選挙・副党首選挙・財務責任者選挙・上記以外の有給党幹部会員選挙・無給党幹部会員選挙と、5回に分けて党幹部会構成員の選挙を行うという選挙方法の可否をめぐる議論は紛糾した。

キューンは、有給党幹部会を「特別自然保護地区」と揶揄して、党幹部会員は無給と有給の区別をせずに同じ基準の競争選挙で選ばれるべきと提案した⁽³⁹⁾。ビルケルバッハをはじめとしてキューンを支持する地方組織代議員の発言が続いた後、流れを変えようとオレンハウアーが立ち、キューンが「自然保護地区」という言葉を使って有給党幹部会員を批判したことに強い不快感を示しつつ、熱弁を奮って党幹部会提案に理解を求めた。党幹部会提案の共同提案者として、エルラーとシュミットは沈黙を守っていたが、その後も分離選挙を否定する代議員が相次いだ。

結局、オレンハウアーの切々たる訴えは実らず、「党幹部会は党首、2人の副党首、財務責任者、そして29人の党幹部会員から構成される」という動議が、賛成176、反対153、棄権が若干という僅差ではあったが、採択されてしまった。また、党幹部会構成員の選挙は5回ではなく4回（党首、副党首、財務責任者、その他の党幹部会員）に分けて行うという動議も賛成196、反対140で採択された⁽⁴⁰⁾。

このルールに従って行われた党幹部会構成員選挙で、党首にオレンハウアー、副党首にクネーリングンとヴェーナー、財務責任者にナオは党幹部会提案通りに選出されたが⁽⁴¹⁾、その他の党幹部会員29人は初めて実質的な競争選挙で選ばれた。その結果、有給党幹部会員の中でアイヒラーとクーキルは再選されたが、ハイネとゴットヘルプは落選した⁽⁴²⁾。

キューンの有給党幹部会批判、オレンハウアーの反論、それを退けての有給党幹部会員分離選挙の否決、そしてハイネ等の落選は、この局面だけ切り取れば1957年秋の連邦議会議員団人事と同じ「オレンハウアーの敗北」のように見える。

しかし、すでに見てきたように、「1958年改革」の核である党常任幹事会の設置によって有給党幹部会員集団が実質的に無力化されることは、「7人委員会」の場で1958年3月にはオレンハウアーと「トロイカ」によって合意されていた。ただ「トロイカ」とは異なり、オレンハウアーは、党務に専念する有給党幹部会員がSPDには必要であり、彼らは誰がどの分野を担当するかを代議員に示した上で党大会の投票で選ばれるべきであるという考えを放棄できなかった。とはいえオレンハウアーも、党首・副党首・財務責任者を除く有給党幹部会員（専従党官僚）は党常任幹事会の正式メンバーにはしないという約束を党大会で行っていたのである⁽⁴³⁾。

つまり、専従有給党幹部会員の分離選挙が残されても彼らの権力失墜はすでに既定の方針となっており、党大会で分離選挙が貫徹されるか否かという問題は、党常任幹事会設置によって「將軍達を入れ替えて皇帝は残る」方向に進むことになっていた「1958年改革」の帰趨を左右する本

質的問題ではもはやなかった。ただ注目すべきは、専従有給党幹部会員の分離選挙廃止は、「トロイカ」が連邦議会議員団を率いて実現したのではなく、中央の「議員団エリート」のオレンハウアーとの妥協を了としない地方組織のよりラディカルな「改革派」の反乱であったということである。

シュトゥットガルト党大会で選ばれた計33人の党幹部会員は1958年6月、オレンハウアー、ヴェーナー、クネーリングン、ナオ、エルラー、シュミット、ダイスト⁽⁴⁴⁾、シャンツェンバッハ、そしてシェトレの計9人を党常任幹事会員に選んだ。そしてこの9人は合議で、常任幹事会における管轄を申し合わせた⁽⁴⁵⁾。

党常任幹事会は党幹部会の決定を執行する機関で、従って党幹部会の中にあり、党幹部会の上に立つ機関ではないと繰り返し説明されていた。しかし、党幹部会全体会議が月一度のままであったのに対し、週一度のペースで集まる党常任幹事会は、時を経ずしてかつての有給党幹部会員集団に相当するSPDの実質的最高機関として機能するようになっていた⁽⁴⁶⁾。

おわりに —シュトゥットガルト党大会における組織改革の意義と限界

シュトゥットガルト党大会で実現した党組織改革の核は、有給党幹部会員集団の実質的解体を意味する党常任幹事会の設置であったが、それは組織改革に抵抗するオレンハウアーに「トロイカ」を中心とする「改革派」が党大会で押しつけたものではなかった。そうではなくて、オレンハウアーの設置した「7人委員会」におけるオレンハウアーと「トロイカ」の相互妥協の帰結として、1958年3月には党常任幹事会の基本的枠組みが合意されていたのである。この過程で、オレンハウアーと連邦議会議員団の「トロイカ」との「対抗的協調関係」が樹立され、シュトゥットガルト党大会に至っていた。

1958年党大会によって「死に体」となり「名目的な党首」にすぎなくなったと言われることの多いオレンハウアーであるが、「1958年改革」における彼の役割と位置づけはどのように評価されるべきであろうか。

「改革派」対「党官僚」という二項対立的図式を強調する研究は、オレンハウアーを1958年党大会で打倒される有給党幹部会員集団の頂点に置いて論ずるのが一般的で、従って、党改革全体に対するオレンハウアーの貢献など最初から検討の対象から外れてしまう。しかし、1957年連邦議会選挙後の議員団執行部人事と1958年シュトゥットガルト党大会における決定を直線的に結びつけ、オレンハウアーを伝統を墨守して党改革に抵抗し続け、シュトゥットガルト党大会で打倒されてゆく有給党幹部会員集団の首領と位置付けるのは適切ではない。

構造的にみた場合、「改革派」対「党官僚」の対立の核は、「改革派」とハイネを筆頭とする専従党官僚の間にあり、党首であると同時に連邦議会議員団長でもあったオレンハウアーは、両者

の中間に位置していたと考えるべきである。そして、1957年選挙大敗後の危機の時にあって、中間に位置していた党首の舵の取り方は、党改革がSPDの伝統との断絶を伴うものであったがゆえに、混乱や分裂の危機を伴った党改革となるか否かに、少なからぬ影響を与えた。

1957年10月末の議員団執行部選挙の結果は、確かにオレンハウアーにとって衝撃ではあったが、それによって「改革派」がオレンハウアーを倒して勝利することが確実な流れになったと単純には言えない。攻勢に立ったとはいえ「改革派」の弱みは、党内多数を占める伝統主義者の支持をなお失ってはいないオレンハウアー党首を解任して、「トロイカ」の誰かが彼に取って代わることなど実現不可能であったことである。ドイツ共産党幹部という「前歴」を持っていたヴェナーも、インテリであって党務に献身する意欲など持ち合わせていなかったシュミットも、「赤旗を捨て去れ」と演説して伝統主義者の憤激を買っていたエルラーも、またベルリンでのフランツ・ノイマンとの長年にわたる権力闘争に勝利を収めたばかりのブランドも、1958年5月時点ではオレンハウアーを押しつけて党首になることは現実的な選択肢の中になかった。

このような状況の中で、「將軍達を入れ替えて皇帝は残る」方向での党組織改革が、オレンハウアーと「改革派」の双方から模索されることになった。それを示すのが1957年11月20日の党幹部会全体会議でのオレンハウアーによる「7人委員会」設置提案であり、党大会直前ではなくて1958年3月に両者の妥協により骨格が固まっていた「7人委員会」提案になる党常任幹事会の新設であった。シュトゥットガルト党大会では、傷ついたとはいえ將軍達を入れ替えることによって皇帝は残っていたのである⁽⁴⁷⁾。

1950年代のSPDは、もはやかつてのような「階級政党」ではなかったが、まだ新中間層が主力となる「国民政党」にもなりきれていなかった⁽⁴⁸⁾。この危機の中にあつてオレンハウアーは、1933年以前のSPDにアイデンティティを感じる少なからぬ伝統主義的一般黨員（その多くはまだ彼の背後にいた）と「改革派」の対立激化によってSPDが弱体化するような事態を招かず、「改革派」と対抗的に協調しつつ、「思慮深い家父長」として党改革を全体として円滑に進める方向に貢献したと言えるのではないだろうか。

シュトゥットガルト党大会で戦後SPD史における画期的な組織改革が実現したというのは通常強調されるとおりであるが、最後にこの「1958年改革」の限界を確認しておきたい。この党大会では、地方組織の意見を党中央が聞く機関として、従来の党委員会（Parteiausschuß）に代わって党評議会（Parteirat）が設置された。しかし変わった点は党幹部会が決定を下す前に開かれることになっただけで、党中央の決定に地方組織が実質的な関与をする制度的枠組みができたのではなかった。州を単位とした地方組織改革と中央指導部改革を運動させようという意図がクネーリングンの提案にはあったが、それが早々に葬られることによって、通例「戦後SPD史の画期」と重視される1958年の組織改革はあくまで党中央レベルに止まり、地方組織との関係を含

めた包括的な党組織改革は未完の課題として残っていたのである。

凡例

- 1 本論文で用いる未刊行史料は、ドイツのボンにある Archiv der sozialen Demokratie der Friedrich-Ebert-Stiftung (Godesberger Allee 149, 53175 Bonn) に所蔵されている。個別の注には AdsD と記す。書簡については、差出人, anに続けて受取人, 日付の順序で記した。
- 2 注で用いた略号
 - Prot. Sitzung=Protokoll der Sitzung 会議議事録。なお、議事録には Kurzprotokoll とあったり、正確な表記は様ではないが、本稿では便宜上 SPD 諸機関の会議議事録の注記は、Prot. Sitzung に統一する。
 - NL=Nachlaß 関係文書
 - KK=Kontrollkommission 管理委員会
 - PA=Parteiausschuß 党委員会
 - PV=Parteivorstand 党幹部会
 - PV-Protokoll=Protokolle der Parteivorstandssitzungen 党幹部会全体会議議事録。
なお党委員会や管理委員会メンバーを入れている場合は、党幹部会拡大全体会議と訳した。
 - Prot. des Parteitages der SPD 1958=Protokoll der Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 18. bis 23. Mai 1958 in Stuttgart, Hannover-Bonn, o.J. 1958年党大会議事録
 - Prot. des Parteitages der SPD 1959=Protokoll der Verhandlungen des Außerordentlichen Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 13.-15 November 1959 in Bad Godesberg, Hannover-Bonn, o.J. 1959年臨時党大会議事録

註

- (1) Peter Lösche/ Franz Walter, *Die SPD*, Darmstadt, 1992, S. 188f. (岡田浩平訳『ドイツ社会民主党の戦後史』(三元社, 1996), 243-244頁)
- (2) 「改革派」は「Reformer」, 「党官僚」は「Apparat」と戦後 SPD 史に関わるドイツ語文献で書かれる語の訳として用いる。後の註(9)も参照のこと。
- (3) 兵藤守男「ドイツ社会民主党と路線改革」『東京都立大学法学会雑誌』29-1 (1988), 237頁。
- (4) 高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(1955~1961年)」『国家学会雑誌』99-1・2 (1986), 13頁。
- (5) 平島健司『ドイツ現代政治』(東京大学出版会, 1994), 95頁。
- (6) 大嶽秀夫「1950年代における西ドイツ社会民主党の『転換』」『東北大学法学』52-6 (1989), 951頁。
- (7) 戦後 SPD の標準的通史として定評のあるクロツバッハの研究でも、本稿の2章で展開する、1957年12月から1958年3月に至る組織改革をめぐる党内政治過程の分析は手薄である。Kurt Klotzbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/Bonn, 1982, S.421~431. ケーザーの学位論文も同様である。Helmut Köser, *Die Grundsatzdebatte in der SPD von 1945/46 bis 1958/59*, Diss. Freiburg, 1971, S. 101-122.
- (8) 1946年党大会選出の党幹部会は25人, 1947年党大会では29人選出。
- (9) 戦後 SPD 史の文脈では、党本部の党首を長とする有給党幹部会員の集団を指して「Buro」という語が用いられるが、これには「有給党幹部会員集団」という訳を当てる。「Buro」は「Apparat」(「党官僚」)とほぼ同義で用いられる。
- (10) シューマッハー党首は議員団人事においては「党の伝統」よりも専門知識を重視する方針をとってお

り、労働組合や民間の研究機関が野党のSPD議員に専門知識を提供して支えるようになっていた。加えて、1955年には議員団の各政策グループ (Arbeitskreis) ごとに、政策担当専門助手が公費で付けられるようになった。この掃括として、次第に議員団の中に各政策分野における専門家集団が形成されていったのである。彼らはその専門性を武器に、「党官僚」がコントロールできない地位を1958年党大会以前に確立していたことが、最近の研究では主張されている。

党幹部会と連邦議会議員団の関係の変化は、シューマッハー時代から吟味する必要があり、本稿の範囲を超えた大きな問題であるが、「党幹部会对議員団」という2項対立の問題設定の適切性も含めて(無給党幹部会員も入れれば両方の機関で活動した実力者が多かった)、「党幹部会の優位」が1958年までSPDに支配的であったというテーゼは再吟味の必要がある。Petra Weber, "Einleitung," in: *Die SPD-Fraktion im Deutschen Bundestag: Sitzungsprotokolle 1949-1957, Erster Halbband*, Düsseldorf, 1993, S. XXII, XXXIII, XL, LVff.

- (11) フリッツ・ハイネが報道・宣伝, マックス・クーキルが組織, アルフレート・ナオが財務, ヘルタ・ゴットヘルフが婦人問題, ヴィリ・アイヒラーが文化政策を担当した。
- (12) Fritz Sanger, an Ollenhauer, am 21.9.1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- (13) E. Hose, an Schmid, am 18.9.1950, am 28.10.1950, NL Carlo Schmid 1454, AdsD.
- (14) 大支部 (Bezirk) とは, 党大会に派遣される代議員を選ぶ, 地方組織の要となる単位である。SPDの地方組織は, 下位単位から順に言うと, 党員の居住地レベルの単位として小支部 (Ortsverein) があり, 小支部が束ねられて中支部 (Unterbezirk), 中支部が束ねられた上位の地方組織として大支部があった。
- (15) 「トロイカ」の形成について Carlo Schmid, *Erinnerungen*, Bern/Munchen/Wien, 1979, S. 660ff. Soell, *Fritz Erler*, Bd. 1, Berlin/Bonn, 1976, S. 289ff.
- (16) Prot. Sitzung des PV, am 18.9.1957, Bl.7, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- (17) Prot. Sitzung des PV, PA, KK, am 25.9.1957, Bl. 2f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- (18) 1899年生。ヴァイマル時代はシュトゥットガルトでシューマッハーと共に活動した。1933年スイスに亡命。「新規まき直し」の一員として1939年からイギリスに。戦後シュトゥットガルトに戻り, 1947年から1962年までシュトゥットガルトを中心とする大支部の委員長を務めた。1948年以来, 無給党幹部会会員。1949~1972年連邦議会議員。
- (19) Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Sudwest, am 19. 10. 1957, Bl.1ff, NL Schoettle 285, AdsD. よって, メリエスと同様にシェトレも「改革派」によって退陣を余儀なくされたとするのは適切ではない。大嶽, 前掲論文, 950~951頁。
- (20) Soell, *a.a.O.*, S.301ff. Klotzbach, *a.a.O.*, S.404ff. *Die SPD-Fraktion im Deutschen Bundestag: Sitzungsprotokolle 1957-1961*, Dusseldorf, 1993, S.8f.
- (21) 1957年選挙後, 党本部に寄せられた様々な意見は Bestand Ollenhauer 368と387のファイルに所収されている。
- (22) 拙稿「1950年代前半のドイツ社会民主党の危機」【社会文化研究】(広島大学総合科学部紀要Ⅱ) 1995.12., 127頁, 141頁。
- (23) Fritz Sanger, an Ollenhauer, am 21.9.1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- (24) Prot. Sitzung des PV, am 20.11.1957, Bl.5f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- (25) クネーリングンの組織改革構想をまとめたものは, Waldemar von Knoeringen, Vorschlag zur anderung des sozial-demokratischen Parteistatuts, am 2. 12. 1957, Parteivorstand-Bestand K11, AdsD.
- (26) *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.298.

- (27) Prot. Sitzung des PV, am 20.11.1957, Bl.10, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- (28) 拙稿「1950年代前半のドイツ社会民主党の危機」, 140-149頁。
- (29) 以下に説明する「7人委員会」提案の内容は、この提案が基本的に承認された党幹部会全体会議の議事録 (Prot. Sitzung des PV, am 4.3.1958, Bl.6f, PV-Protokoll 1958, AdsD) よりも、党大会でのナオの説明に詳しい。Prot. des Parteitages der SPD 1958, S.285ff.
- (30) Ebenda, S.291.
- (31) Erler, an Brill, am 21.2. 1958, NL Erler 177, AdsD.
- (32) Brill, an Erler, am 14.2.1958, NL Erler 177, AdsD.
- (33) Erler, an Brill, am 21.2. 1958, NL Erler 177, AdsD.
- (34) Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Südwest, am 1.3.1958, Bl.4, NL Schoettle 285, AdsD.
- (35) Prot. Sitzung des PV, am 4.3.1958, Bl.6f, PV-Protokoll 1958, AdsD.
- (36) Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Hessen-Süd, am 15.3.1958, Bl.1f, NL Heinrich G. Ritzel 1216, AdsD.
- (37) 特に経済政策に強く反対した。Prot. des Parteitages der SPD 1959, S.195ff.
- (38) 党組織改革に反対したのは「左派」と有給党幹部会員集団で、組織改革反対という点で両者の間に連携が成立したという見解 (たとえば兵藤前掲論文, 241-242頁) は疑問である。組織改革については、エルラーやシュミットの「右派」が強一大支部ジュートヴェスト (シェトレ委員長) と「左派」の牙城と言われた大支部南ヘッセン (ビルケルバッハ委員長) は基本的に同じ方向を向いており、有給党幹部会員問題では、むしろ「左派」の方が「右派」を突き上げるような状況があった。基本綱領問題も含めて、SPDの複雑な党改革過程を分析する際に、「右派」対「左派」という対立概念は慎重に使う必要があるという一例である。
- (39) Prot. des Parteitages der SPD 1958, S.307f.
- (40) Ebenda, S. 350ff.
- (41) オレンハウアー党首は有効380票中319票を獲得、副党首選挙は383人が投票し (1人2票)、クネーリングンが346票、ヴェーナーが298票を獲得した。財務責任者ナオは、有効383票中271票の信任を得た。Ebenda, S. 434.
- (42) 29名の氏名と得票数は、Ebenda, S. 457. この29人のうち、11人が初めて党幹部会員となる人々であった。その11人のうちブラントとメラー以外は全員が連邦議会議員であった。Soell, a.a.O., S. 314.
- (43) Prot. des Parteitages der SPD 1958, S.317.
- (44) 副党首に転じたヴェーナーの後任として連邦議会議員団副団長に選ばれた。ダイストはシュトゥットガルト党大会で経済政策演説を担当し、党の経済政策委員長にも就任し、SPDを代表する経済政策家としての地位を固めていた。
- (45) Klotzbach, a.a.O., S. 430. オレンハウアーは全体の統括、外国・インターナショナルと労働組合政策。ヴェーナーは組織、報道、党各部局間調整など党内問題全般に責任を持つことになった。クネーリングンは州政治の調整、文化政策、宣伝、青少年問題。エルラーは防衛政策。ナオは財務。ダイストは経済政策と農業政策。シャンツェンバッハは婦人政策と社会政策。シェトレは財政政策と自治体政策。かつてハイネが一手に牛耳り、批判を受けていた報道・宣伝部門は、ヴェーナーとクネーリングンに分割されたが、党組織全般にヴェーナーの影響力拡大が予想される布陣であった。
- (46) 1959年になると、党常任幹事会設置時の「建前」とは異なり、決定機関である党幹部会全体会議では、それに先立つ党常任幹事会での提案が読み上げられ、追認されることが多くなり、このようなパターンに懸念が表明されるようになっていた。たとえば、Prot. Sitzung des PV, am 13. 6. 1959, Bl.2, PV-Protokoll 1959, AdsD.

- (47) このことは、オレンハウアーの強いイニシアティブによって実現した、1959年11月のゴースベルク綱領制定過程の詳細な分析を通じて明確に示されるであろう。この件については別稿を用意している。
- (48) これに関しては、拙稿「1950年代前半のドイツ社会民主党の危機」を参照。